特別課外活動費補助金事務取扱要領

藤沢市立中学校課外活動費補助金交付要綱第3条第3項に規定する交通費等の補助金については、次のとおりとする

1．補助の対象となる大会

(1)文化部及び運動部に所属する生徒が学校長からの承認を受け、神奈川代表として出場する関東大会、全国大会または藤沢市教育委員会が特に必要と認めた大会

(2)文化部及び運動部に所属する生徒以外の場合であっても、神奈川代表として中学校体育連盟主催の大会に出場する場合や、中学校体育連盟主催の県大会等で上位となったことにより出場権を獲得して出場する大会

(3)その他藤沢市教育委員会が特に必要と認めた大会

2．算定の対象者

算定の対象となる生徒は、大会参加申し込み書に記載された者とする。

3．補助額の算出方法

(1)補助額は、算定の対象者が学校から会場地までの移動に要する往復交通費等を算定の基礎として算出し、十円未満は切り捨てとする。

(2)目的地までの間、特に行程や乗り物の指定がない場合には、藤沢市職員の旅費に関する条例(以下「旅費条例」という)及び藤沢市職員の旅費に関する条例施行規則(以下「施行規則」という)による額とする。

(3)神奈川県代表団等に加わり、団体として大会に参加する場合に、目的地までの間で行程や乗り物等指定がある場合には、その指定に従い額を算出し、その額が旅費条例及び同施行規則による交通費の額を下まわる場合にはその額とし、上まわる場合には旅費条例及び同施行規則による額とする。

(4)JR利用の際、100km以上で学生割引が摘要となる場合には、その料金とする。

(5) 一つの大会等の補助金額の上限は、50万円とする。

(6) 団体借上バス等を利用する場合は1台につき50名乗車を基準とし、上限で50万円を超えない範囲で実費(借上料)を補助する。

(7)用具の運搬に借上車両を使用した場合に限り、交通費相当の補助金額と合計した額が55万円を超えない範囲で実費を補助する。

4．補助金交付申請手続及び交付時期

大会出場が決定した種目ごとに各学校運営委員会が補助金交付申請書、収支予

算書、大会要綱、参加申し込み書等を取りそろえ教育委員会教育総務課に申請し、その都度補助金を交付する。

5. その他

これに定めない事項は、教育委員会教育総務課と相談する。